

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

資料 「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正に係るパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料 「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正について

令和3年1月29日

総務企画局

「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

1 概要

「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正として、月2回（毎月1日、21日）の発行から月1回（毎月1日）の発行と改めること、また、情報媒体の一元化を図り、市広報掲示板の掲載情報を市政だよりに一本化することについて、パブリックコメント手続の実施により、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和2年11月24日（火）から令和2年12月25日（金）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより（令和2年12月1日号） ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所・支所・出張所（市政資料コーナー）、総務企画局シティプロモーション推進室
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所、支所・出張所（市政資料コーナー）、総務企画局シティプロモーション推進室

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	6通（27件）
電子メール	3通（12件）
FAX	1通（2件）
郵送	2通（13件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、「かわさき市政だより」を月1回の発行にすること及び広報掲示板の休止に関することへの賛成意見など、おおむね「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正の趣旨に沿ったもののほか、今後の参考とする御意見が寄せられました。

読みやすい紙面への意見やページ数についての御意見や広報掲示板の活用に関する意見等については今後の施策・事業の推進の参考とし、当初案のとおり発行規則の一部改正の手続を進めます。

なお、今回実施したパブリックコメント手続では、発行規則（案）に係る内容ではないものの、新型コロナウイルスの影響により配布方法を変更したことに伴う市政だよりの配布に関する御意見を複数いただきました。今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくとともに、町内会・自治会等に対する継続的な説明及び意見交換に取り組んでまいります。

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、規則（案）に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が規則（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：規則（案）や施策に対する要望の意見であり、規則（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	市の考え方の区分（単位：件）					合計
	A	B	C	D	E	
(1) 川崎市かわさき市政だより 発行規則に関すること		3		4		7件
(2) 市広報掲示板の休止に関する こと		3		2		5件
(3) その他			9		6	15件
合 計		6	9	6	6	27件

※ 1通の意見書の中に複数の御意見が含まれていた場合は、項目に合わせて分割・整理するとともに、長文の御意見は必要に応じて要約しています。

5 市民意見（要旨）と意見に対する本市の考え方

（１）川崎市かわさき市政だより発行規則に関すること（７件）

No.	意見内容（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
1	月 1 回の発行に賛成です。 （同趣旨他 1 件）	市政だより 21 日号の配布率が低下するなか、月 1 回・12 ページの発行とすることで、掲載記事の分量は減らさず、読みやすいレイアウトに変更するなど工夫し、効率的・効果的な情報発信ができると考えています。	B
2	21 日号は紙面が少ないので、月 1 回でいいのでしっかり読みたいです。		B
3	紙面を合体して 12 ページを想定しているとのことですが、内容の見直しを行い、10 ページ以内におさめて、スマホで見やすい紙面構成を検討してください。	市政だよりに掲載する内容については、市の主要政策や行事、催し等、市民生活に必要な情報を掲載しており、現時点では、一月につき 12 ページ必要であると考えておりますが、読者アンケートの御意見なども参考に、適宜、内容の検証等を行ってまいります。また、紙媒体でもスマートフォンも含めた電子媒体でも読みやすいレイアウトや紙面構成を工夫し、読みやすい紙面となるよう取り組んでまいります。	D
4	市政だよりは、区政の発信が非常に少ないです。各区ともそれぞれの特色を生かした街づくりを実施しています。統合したときに区政に関しては、少なくとも 5 ページは確保して発信してください。横浜市の区政のページは区によって違いがありますが、5 ページ以上使って区のことを発信しています。	区政情報については昭和 47 年度に各区版のページを設け、平成 18 年度からは 1 日号のうち 2 ページを各区版として各区の特色を活かした情報発信を行っております。 1 日号と 21 日号を統合することで、これまで 21 日号の特集記事を掲載していた 1 ページ分、掲載情報の総量が増えることから、市民の方々にこれまでより多くの情報を提供できると考えておりますが、全体のページ数や区の情報量については、記事の掲載状況や読者アンケート、他都市の紙面なども参考にしながら、引き続き、効率的・効果的な広報紙について研究してまいります。	D
5	月 1 回 12 ページにして、広報掲示板の内容を含めると、ページ数が少ないのではないかと。隣接都市の市版は稲城市他 2 市が月 2 回の各 8 ページ、調布市が月 2 回の各 16 ページです。		D
6	市議会議員から 1 日号と 21 日号の役割は違う、特に情報の即応性のために 2 回に分けていると説明を受けたのですが、月 1 回の発行で大丈夫なのでしょうか。	21 日号の配布率が 50% を切っていることから、まずは情報を届ける取組を進めることが重要と考えております。より多くの人に情報を届け、月 1 回の発行でタイムリーな情報を掲載できるよう、効率的・効果的な広報紙について研究してまいります。	D

(2) 市広報掲示板の休止に関すること (5件)

No.	意見内容 (要旨)	意見に対する本市の考え方	区分
7	広報掲示板の情報を市政だよりに一本化するのには良い改革です。 (同趣旨他1件)	広報掲示板へのポスター掲示により広報してきた啓発情報を市政だよりに掲載することで、情報媒体の一元化を図り、より効率的に多くの市民に情報を届けてまいります。	B
8	近所に町内会の掲示板はありますが、広報掲示板は300mくらい離れたところに1箇所あります。ポスターを貼っているだけで味気ないので、こういうことに税金を投入するのはもったいないので、やめたほうがよいと思います。		B
9	広報掲示板のポスターを、スマホで写している方を見かけます。関心のあるポスターが目に入ると、写真にして記録する時代です。経路にある掲示板を見ている者としては、終了するのが寂しい気もします。今後は、市政の掲示板でなく、地域の活動を、例えば、希望のシナリオの「まちのひろば」や地域包括支援センターの情報を発信する「まちの掲示板」にしてはどうでしょうか。	市の広報掲示板に掲示している情報は、単一方向で啓発ポスターが中心であり、情報発信媒体としての機能を十分に果たしているとは言えない状況にあります。 現在、広報掲示板使用中止後の譲渡の可能性について検討を進めておりますが、譲渡対象を町内会・自治会とすることが、地域に密着した情報を地域で共有することに寄与し、公益上必要であるものと考えられることから、町内会・自治会等を広報掲示板の譲渡対象と考えおります。	D
10	使用しなくなった広報掲示板は町内会に寄贈するとの説明を受けましたが、なぜ、町内会に寄贈すると決めたのでしょうか。企業や市民活動団体には寄贈されないのでしょうか。どのような寄贈基準があるのでしょうか。		D

(3) その他(15件)

No.	意見内容(要旨)	意見に対する本市の考え方	区分
1 1	新型コロナウイルス感染症の拡大リスクから、1日号の配布方法がポスティングになりましたが、町内会配布は負担が重いので、そのままポスティング継続でいいと思います。 (同趣旨他1件)	市政だよりの配布方法については、新型コロナウイルス終息後に、町内会・自治会等の配布団体の実情に応じた選択制を導入できるよう、検討を進めてまいります。	C
1 2	町会への市政だより配布依頼中止を3月まで延期したことは正しいと考えますが、通知しなければならないものもあります。「下水道工事による通行不可箇所」「廃品回収のお知らせ」「訃報」などは、町内会全体で共有する必要があるため、コロナに関わらず、回覧板を活用しています。市政だよりの配布に伴う謝金は、町内会の諸活動に役立っています。町内会に加入する方も年々少なくなり、町会費による収入も多く見込めない状況ですので、3月までの中止はやむを得ないものと考えますが、コロナ終息後は是非とも町内会での配布を再開してほしいです。		C
1 3	市政だよりの配布方法を「選択制」にすることには賛成です。意向調査は早急をお願いしたい。選択制は、全戸配布を前提にした選択制にしてはどうですか。	新型コロナウイルスが終息が見込める時期に、速やかに意向調査ができるよう、配布に係る条件の整理等について準備を進めてまいります。選択制の際の条件設定については、配布をお願いする町内会・自治会と意見交換をしながら、検討してまいります。	C
1 4	私が住むマンション管理組合では、「チラシお断り」です。市政だよりだけポスティングを可とすることはできないとのことでした。今まで町内会の方がお配りいただいたのですが、どのように対策をされるのでしょうか。	配布員は市政だよりの配布員である証を携行して作業を行っており、チラシではなく、市の基幹広報物であることを御理解いただけるよう、配布業務受託業者と連携しながら御説明させていただいております。	C
1 5	市政だよりの見直しと配布方法の見直しをごちゃ混ぜになって、市はバラバラに説明されていてよくわかりません。丁寧な説明をお願いします。また市議会だよりや県の広報、選挙公報も今後ポスティングになるのでしょうか。町会だけでなく、一般市民に	以前から課題であった21日号の配布率の低下や広報掲示板での情報発信を改善するための市政だよりのリニューアルの件と、新型コロナウイルス感染症拡大による配布方法の変更が時期的に重なってしまいました。今後、市民の皆様にはわかりやす	C

	もわかるように説明すべきです。	い説明に努めてまいります。	
16	スマホ利用者は高齢者でも7割を超えていますので、市政だよりはいつでもスマホから検索可能です。スマホ利用者はどちらかというと、新聞購読者が多いのも事実です。しばらくは新聞折込みにより情報を届ける手法をとるべきだと思います。	新聞購読者の減少に伴い、新聞折込みによる配布率が減少していることから、スマートフォンや新聞で情報を得ることが難しい環境の方にも、必要な情報をお届けすることができるよう、配布方法を検討してまいります。	C
17	市政だよりで高齢者向きの記事の詳細は、ホームページを案内するのではなく、記事を読めば対応・応募できる内容にしてください。	可能な限り紙面で案内ができるよう、工夫した紙面づくりに取り組むとともに、問い合わせ先を明確に掲載してまいります。	C
18	最近の市政だよりは読み物としては興味のある内容が多いのですが、市の情報となるといささか少なく内容が分かりにくいです。この見直しを契機に市民の知りたい情報の提供をお願いします。	引き続き、市政だよりの読者アンケートなどの意見も参考にしながら、必要な市政情報をお届けしてまいります。	C
19	1日号は全戸配布を前提に町内会から配布されているとのことでしたが、これまで町内会加入していない方には配布されていませんでした。謝礼金が出ているとのことですが、町内会の加入世帯と謝礼金が合っていません。これはどういう仕組みになっていたのでしょうか。	町内会・自治会などの配布団体には、あらかじめ配布いただける部数を報告いただき、配布部数の変更があった際にはご連絡いただくよう、依頼しています。配布いただく部数の報告に基づき、謝礼金をお支払いしています。	E
20	議会の議事録を見ると謝礼金を支払っていますが、となると消費税は町内会が納めていたのでしょうか。	謝礼金は、お礼としての性質から、不課税取引として、消費税は発生いたしません。	E
21	地域SNSマチマチはほとんど利用されていないとききますが、どのように普及されていくのですか。	地域SNSマチマチは市とICTを活用した地域コミュニティ活性化を通じた町内会・自治会支援のため、協定を締結してまいりまして、転入者や子育て世代への周知として、転入の手続きや母子手帳交付時に「マチマチ」を紹介するチラシを配布してまいります。	E
22	意見をメールで募集しようとしたのですが、市のホームページから見つけることができませんでした。是非、情報弱者対策と一緒に施策を進めていただくことをお願いします。	パブリックコメント手続のページに関する御意見として、制度所管課と共有しながら、わかりやすい情報発信ができるよう検討してまいります。	E
23	2021年には衆議院の選挙がありますので、選挙公報の全戸配布は必須だ	選挙公報の配布についての御意見として、所管課と共有いたします。	E

	<p>と思う。シティプロモーション推進室では毎回選挙時には全戸配布をお願いしますが、もっと強く各区の地域振興課等をお願いしてはどうですか。</p>		
24	<p>町内会未加入者が多いことについて町内会の定例会で話し合いました。災害時に町内会で備蓄している食料は未加入者に配布するのか。お祭りに他の町会の子どもも参加してお菓子をもらっていくが、子どもだから当町内会は特に意識もせずあげている。</p>	<p>町内会・自治会への加入促進については、関係局と連携しながら、広報に努めてまいります。</p>	E

6 今後の予定

令和3年2月から 市政だより、ホームページ等で周知

5月 改正規則施行

月1回での発行開始

目的

広報媒体が多様化する中で、市の施策や行事その他市民生活に必要な情報を広報し、市政の円滑な運営に資するために発行する「かわさき市政だより」について、より効果的に発行し、多くの市民の方々に市政情報を伝えることを目的としてリニューアルを実施することに伴い、「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正を実施します。

1 現状と課題

●市政だよりを取り巻く課題

(1) 配布率の低下

町内会・自治会等の協力により配布している1日号については、微減傾向にはあるものの依然高い配布率にあります。

一方、新聞折込で配布している21日号については、発行開始時(平成8年)当時は1日号の配布率とほぼ同じ9割を超える高い配布率であったものの、新聞購読率低下に伴って急激に減少し、令和元年度は46.8%となっています。

(2) 配布団体(町内会・自治会等)の状況

様々な社会環境の変化に伴い町内会・自治会の加入率の低下傾向は続いており、活動の担い手の減少や役員の高齢化の進行などと相まって市政だよりの配布への負担が大きくなっています。

●広報掲示板を取り巻く課題

(1) 情報発信媒体としての限界

情報伝達手段やコミュニケーションの手段が多様化する中、単一方向で、かつ、啓発ポスターが主な内容となっている広報掲示板は、情報発信媒体としての機能を十分に果たしているとは言い難く、令和元年度市民アンケート結果では「広報掲示板を見る」市民は、21%と低利用率でした。

(2) 老朽化による危険度の増加

現在、約510基ある広報掲示板の安全確認は目視で行っていますが、令和元年の二度の台風では数基が大きく破損しました。老朽化が著しいものは順次修理をしているものの、現行の運用では安全面に課題があります。

2 市政だよりの変遷

- 昭和24年5月 「川崎市政時報」発行(タブロイド判2ページ、月2回、5世帯に1部配布)
- 昭和32年5月 「川崎市政だより」に名称変更(月1回、全世界帯配布)
- 昭和47年9月 区版開始(1ページ)
- 昭和51年8月 「かわさき市政だより」に改称。毎月1日発行に
- 平成8年5月 21日号を新聞折込込みで発行開始

★月2回発行の目的

- ・情報量の増大への対応
- ・チラシやパンフレットの配布依頼を減らし市政だよりに一元化することにより町内会・自治会等の負担を軽減 など

★新聞折込とした理由

- ・町内会等への負担増加への懸念
- ・新聞購読率と町内会等による配布率はほぼ同じであり、情報伝達は確保できると判断

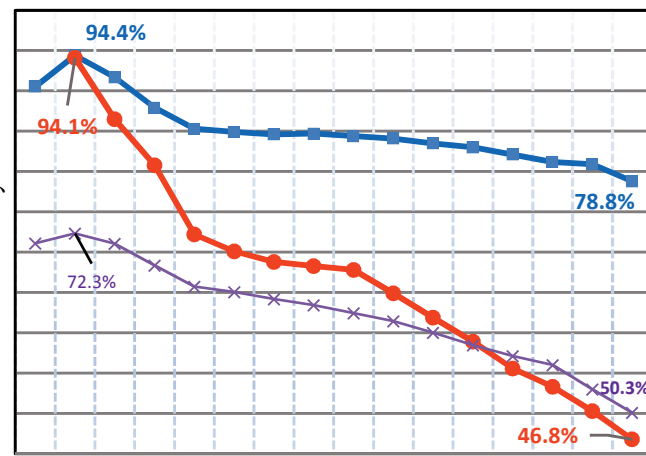
平成18年5月 1日号の区版を2ページに拡充



3 規則改正の内容

「かわさき市政だより」について、多くの市民の方々に市政情報を伝えるために1日号と21日号を統合し、月2回から月1回の発行に改めるものです。

市政だより(1日号・21日号)の配布率の推移



※配布率はH4、8、12、16年は4.1配布部数/4.1現在の世帯数、H20以降は発行部数/世帯数の平均値で算出

4 市政情報の効果的な発信に向けた「かわさき市政だより」のリニューアル方針

(1) 1日号(8ページ)と21日号(4ページ)を統合し「月1回、12ページ」の発行とする

- ・月1回、12ページで発行することで、掲載記事の分量は減らさず、読みやすいレイアウトに変更するなど工夫し、「伝える紙面」から「伝わる紙面」づくりへのさらなる重点化が図れます。

1日号(8ページ)	21日号(4ページ)	リニューアル後(12ページ)	
表紙	1ページ	表紙	1ページ
特集記事	2ページ	特集記事	2ページ
お知らせトピックス	1ページ	お知らせトピックス	7ページ
お知らせ掲示板	2ページ	+ 掲示板	
各区版	2ページ	各区版	2ページ

※他の政令指定都市で月1回発行としている都市は13都市(札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、静岡、浜松、名古屋、大阪、堺、神戸、岡山、熊本)

●期待される効果

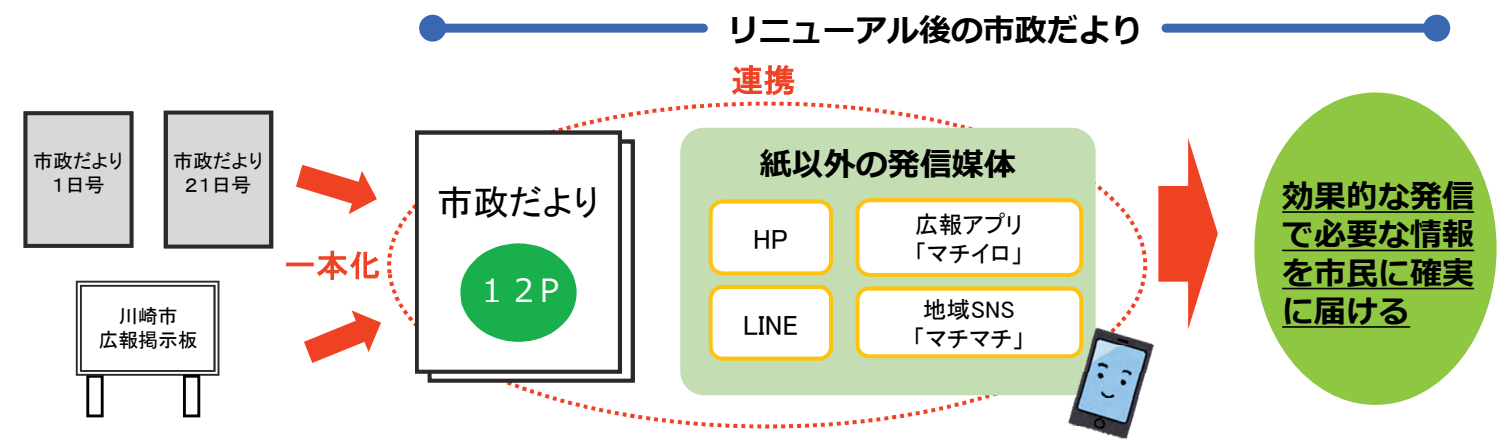
- 21日号特集記事の1ページ分、掲載できる情報量の総量が増えます。
- 読みやすさと、川崎の魅力が伝わる紙面づくりに重点を置いた効果的な発信により、さらなるシビックプライドの醸成につながります。

(2) 広報掲示板の掲載情報を市政だよりに一本化する

- ・従来は市政だよりの掲載基準外とし、広報掲示板で扱っていた「啓発情報」を、市政だよりに掲載できることとする事で、情報媒体の一元化を図り、広報掲示板の使用を終了します。
- ・使用中止後の譲渡の可能性について検討を進めます。

●期待される効果

広報掲示板へのポスター掲示により広報してきた啓発情報を市政だよりに掲載することで、情報媒体の一元化が図られ、より効果的に、多くの市民に情報が届くようになります。



5 今後のスケジュール

- 令和2年11月12日 総務委員会(パブリックコメント実施報告)
- 11月24日～12月25日 パブリックコメント
- 令和3年1月中旬 総務委員会(パブリックコメント結果報告)
- 1月末 規則改正公布
- 2月から 市政だより、ホームページ等で周知
- 5月 改正規則施行